# 「法心理学 | 及び「司法臨床 | の展開と可能性

## サトウタッヤ

**司会者** 定刻になりましたので、香川大学法学会講演会を始めたいと思います。最初に 法学会を代表しまして、会長の神江先生から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

**神江** 皆さんこんにちは。暑い日にもかかわらず、大勢来ていただいて、勉強しようという気力満々ですね。さて、今日の講演会は立命館大学文学部教授のサトウタツヤ先生による「法心理学」及び「司法臨床」に関するお話です。私の専門の政治学も、一番近い学問として精神医学などがありますので、非常に興味の持てる話であります。それではもう少し細かいことは、吉井先生お願いします。

司会者 では私から本日の講師, サトウタツヤ先生を簡単にご紹介させていただきます。サトウ先生は1981年4月に東京都立大学人文学部を卒業後,1989年まで都立大学人文学部の助手をされておりました。その後,福島大学行政社会学部を経て,2001年立命館大学文学部心理学科に助教授として着任され,2006年からは同学科の教授をされております。現在,法と心理学会理事,日本質的心理学会常任理事,日本パーソナリティー心理学会理事,日本精神医学史学会評議員を務めるほか,日本心理学会理事,日本性格心理学会理事,日本社会心理学会理事等を歴任されておられます。それでは、お暑い中、わざわざ京都からお越しいただいておりますので、さっそくお話を伺いたいと思います。ではよろしくお願いいたします。

みなさん、こんにちは。ただ今ご紹介に預かりましたサトウでございます。私、ラフ

な格好をしているように見えるでしょうが、今日は襟があるだけマシなほうで、普段は Tシャツ1枚です。電力不足前からクールビズというような格好で授業をしております のでこの夏はスーパークールビズにしなければいけません。

香川。懐かしいです。私が香川にいつ来たかというと、30年前、高校生の時にインターハイで高松に来ました。私はフェンシングをやっておりまして、全国大会に出場するために来ました。橋などかかっていない時代に、船に乗って来ました。負けて泣いてました。懐かしく覚えております。つまり、高松は私にとって、高校の青春の思い出の1ページでして、船の上でうどんを食べたなぁというようなことを思い出します。朝練習で栗林公園を走った、ということも思い出します。今回、香川大学の吉井先生のお招きで、本当に久しぶりで高松に来ることができて、大変喜んでいます。

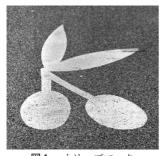


図1 オリーブマーク

今回,香川に来てびっくりしたことはこれです。これ何ですか? と聞いたら、皆さんはご存知だと思いますが、私にとって非常にびっくりするものでした。「オリーブマークでウィンカー」と聞いたってピンとこない。よくよく聞いてみると、香川のドライバーさんはウィンカーを出さないそうで(これは私も実感しました)、ウィンカーを出すことを記号で示す必要があるということなのだそうです。もちろん、びっくりしているだ

けでもなく、心理学的にも面白いです。私は文化の違いというものに非常に関心があります。心理学的になにが面白いかというと、記号ということです。記号によって人々の行動が制御されている。そして、その記号の意味というのは文化によって規定されているので、そこにいる人にしか分からない。さらに、記号の意味が分かったとしても、その文化の中にいなければその記号に従って行動する必要もありません。

ですから、このオリーブマークは私から見て何をするマークか全然分からないし、分かったところで、それに従おうという気にならないわけです(おそらく私は香川においてこのマークと無関係に普段通りウィンカーを出すと思います)。記号と文化というのは結構面白いテーマだと私は思っているのです。法律と心理の違いも文化の違いかもしれません。今日は、いろんなところに違いがあることを異文化体験として楽しんでもらえたら、と思っています。

「法心理学」という領域の基本的な主張というのは単純です。それは、法を使う人一裁く人も裁かれる人も一は人間であり、そこには心理的要因が必ず関係している、とい



うことです。この単純な考えから色々なことが派生します。まず、人間が人間を裁く以上、そこには特有のメカニズムや癖があり、それが錯誤を起こす可能性があるということです。そしてそれは一つではなく、様々なことがあります。人種偏見のような問題であるかもしれないし、不利な自白をしてしまう(虚偽自白)という問題かもしれない。そしてその上で、こうした問題が裁判に影響しないようにするためにはどういう制度を作ったらいいか、というようなことを考えていくことになります。

今日の講演,時間は限られていますが,ジャスティスとは何かという問題,司法臨床,捜査心理学などについて説明し,最後に私たちがやっている研究を時間が許す限りお話ししていきます。

#### ★Justice の諸相

「裁き、正義、心理」というタイトルで最初に話をしていきます。注意していただきたいことは、シンリという言葉が真実を意味する「真理」ではなくて、「心理」だということです。先ほど少し申し上げましたけれども、人間には種としてのヒトの癖みたいなものがあって、自分で正しいと思っていても正しくないこともある、そういう留保が必要だということを「心理」という言葉で加えているわけです。

「Justice」という言葉があります。日本語に訳しにくい言葉なので、ジャスティスとカタカナ書きすることもあります。一般には正義、でしょうか。正義とは何かということを考えるときに、ジャスティスの多義性ということを考えていきたいと思います。正

義というのはひとつしかないと考えている方もいるかもしれませんが、様々な正義が有り得るんだということを最初に考えましょう。

まず、Mr. Children の歌に「タガタメ」という歌があります。裁くってどういうことなんだろうか、ということを歌っている歌です。片一方を裁けない、我々は連鎖する存在なんだということが歌われています。子どもたちを被害者にも加害者にもしないでいい世の中を作ることを希求する、という願いの歌です。ある犯罪について考えてみましょう。窃盗でも傷害でも何か犯罪を考えてみましょう。犯人という人がいることになります。犯人=悪い人というのが存在して、悪いやつを懲らしめる、社会から除外するという考え方はひとつの正義の考え方なんですけれども、それほど単純なものではないだろうということを歌っているのが「タガタメ」という歌です。正義とは何なんだろう、裁くとはどういうことなのかと悩んだときは、特に法学を学ぶ皆さんはこの歌を歌って考えていただきたいと思います。

次に吉井先生ほか多くの先生を輩出している立命館大学の総長も務めた末川博先生の 言葉を紹介します。「法の理念は正義であり、法の目的は平和である。だが法の実践は 社会悪とたたかう闘争である」というものです。正義です、法の理念は。そして法の目 的は平和。ぜひこのこともこの機会に覚えておいていただきたいと思います。

さて、Justice という語に戻りますと、日本語では一言では言えません。公平とか司法とか正義とか訳します。文脈によって訳し分けるという言い方もできますが、私に言わせると英語の Justice というのは非常にあいまいな概念、多義的な概念だと言えると思います。日本語なら公平だったり司法制度だったり、理念としての正義であったり、それぞれ言葉を分けなければいけないものを一つにまとめてしまっている。雑な概念だと言えると思います。ただ、ある言語体系で一語で言っていることを三語で言えるからといってそちらの方が優れているわけではないということには留意してください。言語は文化そのものですから、言語のうちどちらか一方が他の言語よりも優れているということはありません。とはいえ、一部分だけとりだせば、どちらかがより繊細だということはありえるかもしれません。

今説明していることは言語心理学では言語相対性仮説として知られています。サピアとその弟子のウォーフが唱えたことからサピア-ウォーフの仮説とも呼ばれます。さて、この仮説は、言語が私たちの世界に対する見方や思考を規定するとする仮説です。

皆さん次の3つの図をみてください。稲,米,ごはん。これを間違う人はいないと思います。ところがこれを英語でいうと Rice というひとつの単語ですね。どちらがいいとかではなく、環境によって、細かく言い分けるかどうかが違ってきます。こう考えると、Justice は Rice くらい大ざっぱな概念だということが分かります。英語の文化圏で







図2 稲・米・ご飯(松原実香画)

は、言ってみれば稲とお米とご飯とを言い分ける必要がなく、一言で言ってしまっていいような考え方になっている。ところが日本人は言い分けする必要があり、異なる単語を用いているわけですね。

個人的には、Justice については英語より日本語の訳し分けの方が繊細で良いと思います。つまり、公平を目指し、司法制度によって、正義を実現する、ということを細かく繊細に表現することができるのは日本語の良さだと思っているということです。ただし、くどいようですが、これは日本語がアメリカ英語より優れているということを表しているのではなくて、文化ごとの特徴にすぎません。例えば北極圏のイヌイット(エスキモー)の人たちは雪を何種類にも言い分けます。たとえば、降っている雪と積もっている雪と家を作る雪で表現方法が違います。私たち日本人はそれを雪という一言で言うかもしれませんが、イヌイットの人たちは一語で全てを表現することはないのです。そして、どちらが優れているということもないのです。

さて、正義ということを考えるときに、それが実体(Entity)だと思うのではなく過程(プロセス Process)だと考える必要があります。公平や公正を求める心、あるいは、ずるさを見抜く力と言っても構わないですが、これは皆さんも小さい頃からありますよね。誰かがズルをしている!という許せない気持ち。お兄ちゃんとバームクーへンの大きさが違うとか、弟ともらっているお小遣いが一緒なのは、私は許せないとか、ありますよね、そういうものを求める心。そして、誰かがずるいということを申し立てて(たいていは親に申し立てて)、公正さを実現してもらおうとします。その結果として正義が実現するかもしれません。お小遣いの例なんかは、皆さんはお兄ちゃんとして弟と一緒で悔しいと思ったこともあるでしょうし、逆だったかもしれません。いろんなことを思ったかもしれませんが、さらに言えば、いずれ親になってそういうことで困るかもしれません。つまり、立場によって正義は異なるということが分かります。正義が実体として存在するのではないのです。

そうすると、正義というものがあるわけではなくて、人間の心の過程の問題として捉

え直すことができます。お兄ちゃんと同じでなきゃ嫌だ、というのも人間の心だし、弟 と同じなのは許せない!というのも人間の心なんですね。親として両者の言い分に耳を 傾け、結着をつける(裁く)のも人間の心。すべて心の問題が絡んだというふうに、問 題を構成することができることになります。

では、ずるい、という感覚はどのように出てくるのでしょうか。「ずるい」と言うの は瞬間的な反応のような気がしてしまいますが、実は、内的なプロセスがあり、そのプ ロセスを考えていく必要があります。

お兄ちゃんだけ多くてずるい!という申し立てが可能なのは、実は子どもは平等に扱うのが公平だという基準があるからです。この基準があるから異議申し立てができるんです。逆の異議申し立ても考えてみましょう。兄の側から、弟も同じ額じゃずるい!という申し立ても可能です。この場合は、年齢によってお小遣いやお年玉の額を変えるのが公平なんだという基準があるんです。つまり、人がずるいといっていることはどういうことかというと、自分が正義だといっていることに他ならず、ということは正義の基準というものを自分なりに押し立てているということに他ならない。では、紛争が起きるということはどういうことかというと、実はここには正義と正義の争いしかないんですね。我々は、悪い人、ずるい人がいると思うかもしれませんけれど、そういう例は実は少ない。それぞれの人が自分なりの正義を押し立てるから紛争になるんです。つまり紛争の多くは正義と正義の争いでしかないんだということが言えるのではないかと思います。

#### ★正義。そして正義の争いの類型

ここまでは子どものお小遣いの話でしたけれども、正義というものを、もうちょっと 大きな枠組みで考えてみたいと思います。お小遣いの話に限らず、いろいろなところで 紛争は起きている、つまり、いろいろなところで正義と正義がぶつかっていると言えま す。そもそも正義と正義がぶつかることこそが争いだと言えるのです。どっかに悪い人 がいて、悪い人が紛争を起こすことも無いとはいえませんが(その顕著な例はドイツの ヒトラー。彼は勝てば悪いことでも許されるという考えを持っていたといわれていま す)、多くの場合は、正義と正義がぶつかるからこそ紛争になるのだと思います。

争いには複数の当事者がいます。先ほどのお小遣いが多い少ないという例だと、きょうだい2人が当事者ということになります。この二者の正義の対立というように述べました。しかしそれではあまりにも素朴過ぎます。もう少し一般的な言葉で法学的に考えるとどういうものがあるでしょうか。

争いには3つの類型があると簡単に考えることができます。国家と国家の関係、国家と私人の関係、私人と私人の関係、です(国家とか私人の定義は後で吉井先生に聞いてください)。ここでは、法学的な意味は深く考えずに、ごく普通に国と個人というふうに考えていただいて良いです。

私たちはジャスティスの揺らぎを感じさせられる時代に住んでいるんだと思います。 その揺らぎの例について見ていきましょう。10年くらい前の2003年の出来事を選んで 紹介していきます。

まず国家と国家の関係を考えると、2003年の3月にアメリカのブッシュ大統領が、イラクのフセイン大統領が大量破壊兵器を密かに開発しているといって、イラク戦争に踏み切ったということがありました。これはまさに、悪い国家があるんだ、自分たちの国家は正義だということで戦争を始めたわけです。コードネームが「エターナル・ジャスティス」、「永遠の正義」というニックネームをつけてアメリカがイラクに侵攻したということがありました。しかし、大量破壊兵器は発見されませんでした。正義だと言われことだけが理由だったわけでもないでしょうが、日本はそれについていったわけですけれど、結果として騙されたかもしれない。信じる国が悪いのか、騙した国が悪いのか、あるいはやっぱり悪い国というものがあったのか。いろんなことを考えることができるんですけれども、単純な勧善懲悪、悪い国と良い国がある、なんて考えは歪んでいるということを実感してほしいと思います。

国家と私人の関係でジャスティスが揺らいでいる例としては、志布志事件、これも 2003 年にあったんですけれども、この事件をとりあげます(吉井先生が大学院生の時 (2010 年 3 月) に志布志まで一緒に現地調査に行ったことがあります)。 鹿児鳥県の志布志で選挙違反事件があったとして 13 人が逮捕されて裁判になったけれど、全員の無罪が確定した事件です。警察が主張するような選挙違反のための複数回の買収会合はなかったということが認定されました。そもそも、20 人を買収するために何回か会合を開いて 196 万円をばら撒いたというのは、買収のプロに聞いたらむちゃくちゃだそうです。なぜかというと買収というのは 1 対 1 が基本で、集団で買収することなどあり得ないというのです。また、1 票の買収に8 万円もかけたりは絶対にしないということらしいです(買収のプロがいるということ自体、選挙違反という行為が現実に存在することの証拠であり面白いのですが、選挙違反が横行している日本のあり方が志布志事件における逮捕の背景にあることも考えておいていいかもしれません)。

志布志事件では、取り調べにおける踏み字っていうことを覚えている方がいらっしゃるかもしれません。警察がある人の取り調べをした時に、孫の名前を書いて「おじいちゃん、本当のことを言ってください。ゆりこ」って書いた紙を被疑者の前に置いたそうで

す。ゆりこって名前は全くの仮名で、ゆりこみたいな名前を紙に書いて、取り調べている人の足をこうやって、被疑者に踏ませたそうです。その上で、取り調べをした警察官が「お前は孫の名前を踏むようなひどい男なんだ」といって自白を迫ったと。そういうような踏み字取り調べでも有名になった事件です。

この事件、証拠上買収があった事実はなく、結果的にも無罪になった事件なんですけれども、このような事件でも自白している人がいるんです。つまり、私はお金を配りましたと自白したり、お金をもらったという人が現実にいました。そうすると、場合によっては皆さんの中にはそうやって嘘をつく人が悪いんだと思う人もいるかもしれません。しかし、そうでしょうか。国家がある事件をフレームアップして、自白を得たにもかかわらず結果的に何もなかったというときに、どういう正義が存在したと言えるのでしょうか。現行法上で犯罪と認められている行為が現実に存在したとすれば、それを取り締まることに反対する人はいないはずです。しかし、冤罪といわれる事件では、その前提が甚だ心許ないのです。それは国家と私人の関係において正義が揺らいでいるということができるのだと思います。今ここで冤罪の話を多数するわけにはいきませんが、足利事件、布川事件、荒木事件など、多くの事件で無罪の結着を見ています。なお、ある政治家が「有罪判決を受けて無いものは正確には冤罪とは言わない」と言いましたが、これは「逮捕された時点で有罪だと見なされる社会」「逮捕されたことが社会的制裁として機能する社会」「起訴された時点で99%以上有罪になる社会」においては、はなはだ「不正義」な発言だと指摘しておきたいと思います。

また、静岡の袴田事件、三重の名張毒ぶどう酒事件など、2011年5月の時点で再審請求をしている事件の名前を出しておきますので、関心を持った方は正義という観点から調べてみて自分なりに考えてほしいと思います。死刑判決がでた事件で再審が開始されない、という考え方もあるそうです。

次は争いの類型の最後です。ジャスティスの揺らぎが感じられる例,私人と私人の関係として,ハンセン病元患者宿泊拒否事件。これは知らない人もいるかとも思いますけれども,2003年11月に熊本の黒川温泉にハンセン病の元患者さんが宿泊旅行をしにいった。そうしたらあるホテルが宿泊を拒否した。ホテルは元患者が来たら混乱するという理由から宿泊を拒否したのです。県はそのホテルを処分しました。すると,ホテルは謝罪などせず廃業する道を選んだ。このような流れをみていくとホテルに問題があり,ホテルには非難が殺到したのではないかと想像できます。しかし一般の人は,ホテルだけを非難したのではなく元患者の団体も非難した,ということがありました。その内容というのは,なんでお前たちが旅行する権利があるんだ(無いはずだ)! みたいな嫌がらせの手紙が行ったというようなことです。これなんかはもう,誰が誰とどういう

関係をもって不正義だと言い立てているのかよく分からないと思いますけれども、皆が それぞれ正義を実現しようとしてがんばっている。そしてその結果として誰かが誰かを 非難するというような不幸なことが起きているという感じがあります。まさに、私人と 私人の間におきた正義の争いです。元患者さんに「旅行をするのはけしからん!」という抗議をする人の理屈はどのようになっているのでしょうか。何のためなのでしょうか。なぜ(国が隔離政策を過ちだと認めている)ハンセン病の元患者さんが旅行に行ったことに対して、嫌がらせの手紙を送る人がいるのでしょうか?

これも実は正義という言葉で読み解くことができます。

普通の人にとって、元患者さんという方が現在いることは分かる。しかし、この方々がどのような思いでどのように暮らしてきたのかについては想像がつきにくいのです。理由は、政府が隔離政策をとっていたからです。したがって、普通の人にとっては、「なぜ元患者などという肩書きで旅行に行けるのか?」という疑問も起きることでしょう。またハンセン病という病気を知っている人であれば、感染すると誤解しているかもしれません(これもまた政府がそのような見解をとっていたからです)。そんな危ない人(くどいようですが誤解)が旅行していいのか?と思っているのかもしれないのです。つまり、元患者さんの旅行に反対するのは、単なる差別なのではなく、混乱を防ぐという正義だったりするわけです。

#### ★心理学の考え方

ここで正義をめぐる紛争の類型についてはひとまず終わりにして,次に少し心理っぽいお話をしていきたいと思います。心理学とはどういう学問かということと,その周辺で起きる問題を人間の心理の側面から考えていきましょう。キーワードは学融研究,学問融合的な研究をするということです。今日のこの機会に,例えば家裁調査官になる人や,捜査に関する仕事をする人とか,心理学という領域に関心を持っていただければと思います。

心理学はなんなんだろう。皆さんは心理学っていう科目を学んだとしても共通教育科目しか受けていないと思いますので、法律と心理に関係があるとは思えないと思います。正義っていうのはひとつしかない、とか、論理様式 (たとえば三段論法) は普遍的なものだから、心理学は関係ないのではないか、と考える人が多いと思います。

三段論法を考えてみましょう。大前提ー前提ー結論ですね。刑罰の決定は三段論法の 論理によるとされています。まず、刑法 199 条に殺人を犯したら、これこれだという刑 が決まっている。これが大前提。そして、この人は殺人を犯した、これが次のステップ。 だから結論としてこの人はこれこれの刑が与えられる。こういうプロセスが三段論法な ので、そこには人間の心理は関与しないのではないかという理屈が成り立つわけです。 心理をやっている人が声をあげたいのは、真ん中のステップ、つまり認定の部分です。 この人が殺人をした、という認定のプロセスに人間の心理が関与しているのではない か、そうだとすれば、人間の心理に関する知識も必要になるのではないか、と言いたい わけです。

心理学というのは疑り深い学問だと言えます。皆さん、次の図(図3)の2つの扇形を見てどっちが大きいと思いますか? 上のほうが大きいと思う人。下の方が大きいと思う人。同じだと思う人。測ってみればわかりますが、これは同じなんです。2つを切り取ればぴったり重なるはずです。

ところがそうは見えない。同じ大きさの扇形でも 置き方によって違う大きさに見える。右下の方が大 きく見える。心理学的には錯視図形と呼びますが, これは実用性があります。たとえば、バームクーへ

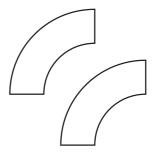


図3 ジャスロー錯視図

ンを切り分ける時に、大きさを変えて切っても、ちっちゃい方を右下側に置くと、大きく見えるので左上の方をとれば、自分は大きいほうを食べられる。あるいは将来、親になった時に、下の子に小さいほうを食べさせるには、小さい方を右下において同じ大きさだからねといってあげて、弟のほうにちょっとしか食べさせないということにも使えます。

もう1個,これも有名な錯視図形(図4)です。

2つの水平線に注目してください。おそらく同じ 長さには見えませんが、同じです。私などはこれを 30年くらい見ていますけれど、絶対に同じ長さに は見えません。知識として同じ長さということは分 かっても、感覚として同じとは到底思えない、とい うことです。つまり線の長さだけで長さが決まるの ではなくて、長さの感じというのは矢羽根の部分に

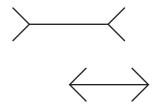


図4 ミュラー・リヤー錯視図

よっても影響を受けるのです。結婚式でしゃべる時には、新郎も新婦も本質を見なければいけません、というような説教に使いますが、何が長いか短いか、なども単に客観的な長さだけが影響するわけではないということが分かっていただけたと思います。

もう1つ,今度は2人組でやってみましょう。隣の人の腕をめくって,爪楊枝やシャープペンシルを使って,2つの点をさわってみましょう。おそらく,距離によっては1

つにしか感じないと思います。距離が短いと目で見ると確かに2つになっているのに, 1つしか感じないということがおきると思います。見ている自分は2つだと思っている のに,感じる自分は1つしか感じてないのです。2点の距離を変えていくと,1つに感 じたり2つに感じたりする境目があることが分かります。

この実験は、内界と外界の関係を表す実験でありまして、何が1つで何が2つかという区別というのは、外界がそのまま反映していないということですね。人間の感覚というのは、0か1、あるかないか、なんだけれども、物理現象というのはちょっとずつ違っているという例です。これは家に帰れば家の人とやってみることもできます。抽象的に言うと、外界と我々の感覚はずれているということです。

人間の感覚は、外界の量的な違いに比例して感じるということはなく、感じる、と、感じない、に明確に分かれます。これに関してもう1つ、料理の話を例に取ってみましょう。料理を作るときには味見をします。味見をしながら調味料の加減を調整します。塩を入れるとか、砂糖を入れる。塩とか砂糖はちょっとずつ量を増やすということはできるんですけれども、人間の感覚というのはしょっぱいかしょっぱくないかのゼロイチの二値判断しかない。甘みで言えば、甘いか、甘くないか、しかないんです。

そこで、失敗がおきます。料理をする人の失敗、カレー作り編。「今日は、新しくできた彼が来るからカレーを作ろう! この前作ったのは、前の彼氏の時だから久しぶり!」みたいな、ほほえましい情景を思い浮かべてください。ある程度はできていて、最後にカレー粉で辛さを調整する場面です。たとえば、カレー粉を2杯入れて味見をすると辛くない。じゃあ、あと2杯入れてみようかってことで味見をしても辛くない、なんだ、カレー粉が古くなっているんじゃないか、効かないんだと思って、さっきより少し多めに3杯入れちゃえ!とか思ったりするんですね。そうすると一気に辛くなっちゃいます。「ひ一辛い!」ということになり、彼氏にも食べさせられない!という結末になります。こうなるのはどうしてかというと、人間の感覚は、辛い辛くないというのを二値判断しているからです。つまり辛いか辛くないかは0か1の二値しかない。「辛くない」、という感覚は、辛くないだから、そこに質の違いはないわけです。最初のうち少しずつカレー粉を足しても辛くないという感覚が続くわけです。すると人間の方がイライラして、これ辛くないから一気に入れちゃえとか思って、ドバッと入れちゃって、すごく辛くなるということになってしまいます(きっと吉井先生もそういう経験があると思います)。

感覚と客観的な量は比例せず、しかし、何らかの法則があるのだ、ということが心理 学の研究分野になるわけです。

#### ★公正感の法則化

ここまで、どういうお話をしたかというと、感覚と判断、甘さ辛さの判断ということは、外界と一致しないということです。ということは、正義・不正義の判断だってそういうことがあるんじゃないか、ということも考えられます。では、正義の判断というのは、どういう法則に従うのかということを考えていきましょう。これは法学というよりも、心理の問題になるわけです。公正感といいますけれども、ジャスティスを今度は公正という問題に置き換えることになります。Justice の訳は公正と司法と正義でしたね。そのうちの公正感というところを考えていきます。

例えば日本で暮らしている人が、お金持ちは優遇されている、もっと税金を払うべきだと思ったりします。その一方で、他の国の貧しい人たちのために自分のお小遣いを投げうって、なんかしようという雰囲気になるかというと、なかなかそうはならない。私は日本にいるので他国の人よりも恵まれているかもしれないが、他国の人を助ける余裕はない。日本に住んでいるお金持ちは税金を払えばいいのではないかと思ったりするのに、よその国の人を助けるほど裕福ではないと、まあ言ってみれば自分に都合のよい判断をなぜするのかということを考えるときに、公正感を割り算で表すことができるという考え方があります。次の図を見てください。

## 公正な感じは割り算で表される

処遇と資格が釣り合ってないと、私たちは不公正だと思うし、釣り合っていれば公正だと思う。

公正を「処遇÷資格」という割り算で示しています。そして、この2つの変数、処遇と資格の比率が釣り合っていることが公正だと考えるのです。分母は資格性と言う場合もあります。この式だけではわかりにくいでしょうから、少し例を出してみましょう。給料の支給額から考えてみましょうか。日本のサラリーマンの給料というのは、基本給と能力給、各種手当てからなっている。基本給というのは日本の場合、年齢(もしくは在籍年数)によって決まるんです。つまり年齢(在籍年数)が同じ人は同じ処遇を受ける。能力給というのは業績ですね。業績をあげた人、仕事ができる人には給料をあげる、という考えです。手当てというのは、例えば子ども手当て、扶養手当てなどです。お子

さんがいる人はお金がかかるから手当てをあげましょうという考えです。

資格と処遇の関係を考えてみましょう。基本給の部分の資格は年齢(または在籍年数)です。そして、能力給の資格は業績です。最後に、手当ての資格は必要性です。子ども手当てに焦点をあててみますと、子ども手当ては子どもの数(資格)に比例するように額が設定されます(処遇)。もし、子どもが3人いる人よりも1人しかいない人に手当てが多く支払われるとしたら、それは、必要性という資格に照らして処遇が釣り合っていない、という異議申し立てを受けることになるでしょう。

日本のサラリーマンの給料は「給与=基本給+能力給+各種手当で」だと言いましたが、どこが重視されるかは、国や文化・時代、あるいは会社によって異なるかもしれません。基本給の比率が多い給料、能力給の比率が多い給料、いろいろあり得ると思いますが、どこの部分の比率を多くするのかについては、実は集団・社会の目標によって規定されていると考えられます。

## 集団目標と公正の基準

•集団目標 公正基準

• 社会的調和 平等 (equality)

• 生産性 衡平 (equity)

• 福祉 必要性 (need)

何が公正か、という感じは単純ではない

年齢給重視というのは社会的調和を目指す集団・社会の在り方を反映しています。そこでは平等であることが求められます。能力給というのは生産性を目指す集団・社会の在り方を反映しています。集団・社会において生産性を最も重視するようにしようと決まっている時には、エクイティー(衡平)といって、仕事のできる人には給料を払って、できない人には給料を払わないということがいいんじゃないかという判断になるわけです。歩合制がこの考え方です。最後に手当てが最も比率の高い給料があるとすれば(減多にないですが)、福祉を目指す集団・社会の在り方を反映しています。福祉を重視する集団・社会における給料設定は、必要な人に多額を支払うことが公正の基準になるわけです。ですから子どもがいる人はお金がかかるから手当てをあげましょうと。そういう考え方になるわけです。

給料の支払い一つとっても公正というのは単純ではなく、実際問題として組み合わされているということが分かると思います。また、もめ事が多くなるというのも実感でき

ると思います。日本は基本給の比率が高いですね。つまり、調和をめざす集団・社会のあり方を反映しているのだと思います。仕事のできる人もできない人も、ある程度は同じお給料で頑張ろう!という感じです。ただし、年齢が上がるにつれて給料が上がるということは、重要な仕事を任されるほど、経験をつむほど、給料が高くなるという考え方も反映していますから、能力給ではないとはいえ、仕事が出来る人に給料を多く支払うという考えに基づいているようにも思えます。みなさんも良く考えてみてください。先ほどの、公正感の割り算の式、

に戻りましょう。

最初にお話をしたようなお年玉のもらい方で感じる公平感・不公平感というのも、実はこういうことで争いが起きているのかもしれません。

親戚のおばさんがきて、小学6年生と中学1年生のきょうだいふたりに3,000円ずつお年玉をあげたとしましょう。この時、おばさんは、2人の子どもの資格(分母)にあたる部分を同じに見ているわけです。式の分母にあたる部分が「甥っ子」で同じであれば、その処遇は同じにすることが公平だとおばさんは考えるでしょう。2人ともカワイイ甥っ子だ、お年玉の額は同じ!という考えに何の不自然さもありません。

兄のAくん = 
$$\frac{x \, \text{円}}{\text{甥っ子}}$$
 弟のBくん =  $\frac{x \, \text{円}}{\text{甥っ子}}$ 

基本的には嬉しいけれど、お兄ちゃんとしては釈然としない。それは、兄という資格性は弟という資格性と比べて、多くの額をもらうという処遇がふさわしい、と考えているからかもしれません。その内実については、年齢が高い方がたくさんもらうべきだ、という長幼の序を背景にしたものかもしれませんし、中学生は小学生と違って買い物すべきものが多いという必要性を背景にしたものかもしれません。いずれにせよ、兄の考えでは、資格は以下のようになっていると考えられます。

兄のAくん = 
$$\frac{x+y \, \Box}{ + y \, \Box}$$
 弟のBくん =  $\frac{x \, \Box}{ + y \, \Box}$  小学生

このような式であれば、処遇が「同じ額のお年玉」では不公平、ということになるわけです。

みなさんも、様々なところで不公正さを感じた時に、何が原因なのかを探ってみま

しょう。処遇と資格のせめぎ合いであることが分かります。その時に,この式はかなり 有効だと思います。

#### ★法心理学の基本的な立場

さきほど見た様に、日本においてジャスティスが揺らいでいることは明らかなようです。ある国がある国を侵攻する証拠がまったくないのに行ってしまったり、冤罪事件があったり、ハンセン病の元患者さんが旅行をしたときに一般の人が憤って抗議をしたり、というようなことがあるわけです。それを「変なことが起きた!」と考えるのではなく、どのような理由で変なことが起きているのか、と考えるのが法心理学の立場です。複数の正義がせめぎあっている事態なのだと考えていきましょうというのが法心理学の基本的な立場です。以下でより具体的なテーマを紹介していきたいと思います。

#### ★犯罪と犯罪心理

法心理学に関する領域で最も有名なものは犯罪心理学です。この領域は一番ポピュラ ーでメジャーなものですけれども、犯罪の捉え方は一般の人と専門家では異なります。 犯罪とは何かというと、一般的には「悪いこと」という答えになるでしょうが、法律 に刑罰を科すと定められた行為、というのが専門家的な回答です。罪刑法定主義です。 罪刑法定主義というのはドイツのフォイエルバッハによって唱えられたもので近代的な 考えです。窃盗は悪いことだから犯罪なのではなく、法に規定されている罪だから犯罪 なのです。そして、法律上定められた犯罪であり(構成要件該当性)、そのうえで違法 性があって有責性がある場合に、国家により実際に犯罪として裁かれ刑罰を受けること になるのです。ちなみに現在の刑法235条の窃盗は、「他人の財物を窃取した者は、窃 盗の罪とし、十年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する | というものです。窃 盗は犯罪なんだから、窃盗は簡単に裁けるのか、というとそれほど単純でもないので す。日本の刑法の窃盗の定義にも曖昧さが含まれていて、現実の場面での適用によって は同じ行為が犯罪になったりならなかったりしそうに見えます。他人の財物を窃取、に ついて、解釈が揺らぐ場合があるのです。ある人が他の人の何かを盗もうとして手で持 ち上げて2・3歩歩いたときに、誰かに気づかれて「あ、泥棒っ! 待て! | と声を掛 けられた。待つ代わりに(待ったら捕まってしまいます),手に持ったものを置いて逃 げたら、その行為は窃盗になるのかどうか、ということです。刑法235条「他人の財物 を窃取した|行為になるのか、ということです。これについて、私は心理学者ですので、 これ以上ふれませんが、色々と考えてみてください。

## ★プロファイリングと体感治安の悪化

次の話題に移ります。犯罪に関して法心理学でお話ししたいことがさらに2つあります。1つは放火犯のプロファイリングです。プロファイリングというのはprofileですから横顔です。日本で行われているのは地理的プロファイリングというものです。つまり、どこで犯行が起きたのかという地理的条件を検討することで犯人像に迫っていくということ



図5 放火犯の放火プロセス (仮想)

です。たとえば、放火事件です。放火事件は連続性があることが多く、しかも地理的に特定しやすいので、プロファイリングの対象になりやすい犯罪です。もし皆さんが何かの事情で放火でもしたいと思ったら、どうしますか? 火をつけるとしたらどこでつけるかというと、まったく知らないところで火をつける人っていないと思うんですね。なぜかというと、放火をする人が本当に放火をしようと思うときの条件として、1)逃げ道が確保できている場所を選ぶ。2)そこにいても不思議じゃない人、不思議じゃない場所に行く、ということがあるからです。逆にいうと、逃げ道がわからないところはそこに居ると不自然な場所であることが多いので放火する場所としてはふさわしくないということになります。ある人がある場所で放火をするということは、その行為自体が犯人のある側面について語っていることがわかります。まったく知らないところで放火として火をつける人はほとんどいません。そして、放火は1回で終わることはなく繰り返します。1回うまくいくと、やった人はすごく充実するわけです。俺って放火できるんだ、警察の間抜けなやつら、捕まえてみる!みたいなことになるんです。

ところが人間って不思議なもので、1回どこかに火をつける次にやるときに選択の自由度が著しく減るわけです。1回目の放火地点を選ぶときと同じように、どこでもできるようで、じつはそれほど自由にはできないのです。犯人の家が仮に図の真ん中にあるとしましょう(図5)。そうすると結局、1回目はどこか自由に火を付けることができる。次にやる時に、どこでやったらいいんだろうかと考えると、1回目の近くでやるべきか、いや、警戒が強くなっているはずだ、とか、だからと言って全然知らない街に行ったら、居るだけで怪しまれるかもしれないし、ということで、結局家の近くで数カ所くらいしか次に放火する場所はないということになる。2回目の放火をすると、3回目はますます火をつける場所が少なくなってしまう。火をつけている本人は「またうまくいっ

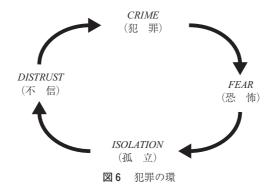
た、さらにうまくいった」っていう感じになってすごく充実するかもしれないけれども、 捜査する側からいうとまったく逆で、行動を推理する証拠がたくさん増えてきている感 じになる。放火犯の行動の自由はなくなり、捜査側の資料は増える。連続放火犯が捕ま るのは当然のことだと言えると思います。地理的プロファイリングの細かい中味には立 ち入りませんが、放火地点が犯人の居場所のヒントになるということは確実なようで す。放火というのはものを焼き尽くすので、残った証拠が少ないことが多い。したがっ て1回しか起きない放火の犯人をつかまえるのは難しい。しかし、繰り返し起きる放火 はその行為自体が犯人のプロフィールになるわけです。犯人とはいえ人間なので、人間 行動の法則に従っているから、その法則を見破ることができることになります。それを 洗練させるのが地理的プロファイリングという方法なのです。

次にいきます。皆さんは最近の日本は凶悪犯罪が増えたと思いますか?と聞かれると 凶悪犯罪が増えたとおっしゃる方がいるんですけれども、実際には強盗以外は増えてい ないということが分かりますし、強盗にしたって戦後直後よりは低水準です。これは単 純な質問をすれば分かるんですね。日本は凶悪な犯罪が増えましたかと聞くと、大抵の 人がハイと手をあげる。ところが、身の回りに凶悪犯罪が増えましたかと聞くと、どう でしょうか。日本国中の人に仮に聞いてみても、身の回りに凶悪犯罪が増えたという人 はいないか、いても少ない。つまり、テレビとかワイドショーでは日本国中の凶悪犯罪 が取り上げられるので、凶悪犯罪が増えたという気になっているんだけれども、実際に は増えていないのです。

犯罪は増えてないのに、犯罪は増えた気がする。治安が悪くなった気がする、という 現象は「体感治安の悪化」と呼ばれています。これは非常に問題です。なぜなら凶悪犯 罪が増えたという実感に基づいて、「犯罪が増えているので、厳罰化にした方がいい」 と考える人が多いからです。刑事政策を考える人はそれほど単純ではないと思いますが (もっと悪辣で手が込んでいるという意味)、少なくとも一般の人は、体感治安の悪化 に基づいて刑罰の厳罰化を望んでいる側面があります。けれども、その根拠が実は正し くないとしたらどうなるか、考える必要があるでしょう。

当然ですけれども、日本だと第二次世界大戦の直後の方が犯罪は多かったわけです。 それまで国家が戦争という人殺しを含む行為を政策として実行していたわけですから、 人殺しに歯止めがかかるわけがない(なお、殺人統計は戦争や内戦による死亡は含まれ ていないことに注意。このことを突き詰めると統計とカテゴリー化について深く考える ことができます)。それに比べれば、今は、非常に平和な国になっているわけです。体 感治安の悪化というのは錯覚であって、厳罰主義は昨今の日本の犯罪事情を好転させる 手段にはなり得ないのです。新しいアプローチが必要だと思います。 一般に人がいっぺん罪を犯すと、犯罪者となり、出所後も周りの人から元犯罪者扱いをされることが多くなり、元犯罪者が孤立しやすくなる、というサイクルがあります。マーク・キャレイの「犯罪の環」を示しておきます。

私の教え子の1人が香川県の丸亀少女の家(女子少年院)というところに勤めていて、その人に昨晩会ってきましたが、矯正施設にいる間はどうにか立ち直りの兆しが見えても、社会に戻ると様々な事情から、また犯罪をするようになっていく、そういう例は少なくないということでした。そうしたサイクルは断ち切る必要があるでしょう。犯罪者の立ち直りを支援するというと、「そんな悪い奴は放っておけ」という人もいるのですが、一般論として再犯防止は犯罪防止の重要な有効な手段の1つですし、このことは被害防止(被害者の発生を防ぐ)ことにもなります。



#### ★司法臨床

最近の新しい考え方に「司法臨床」や「治療的司法」という考え方があります。司法臨床は、司法と臨床の交差領域で実践する日本の家庭裁判所調査官の経験から生まれたもので、狭義には家庭裁判所調査官の活動、広義には司法機関・福祉機関の実務のうち、法と臨床心理の融合・協働が求められる領域です。治療的司法というのは、海外、特に北米で用いられつつある考え方です。司法が治療に携わるという考え方です。非常に簡単にいうと、クスリへの依存(依存症)とか家庭で繰り返される暴力行為(DV)みたいなものに関して、判決を与えて罰を与えるよりも治療的な関わりを重視できないか、という新しい考え方です。現在の日本ではできません。まず判決ありき、です。まず法が裁く。治療よりも刑罰優先です。それから治療になりますね。アメリカやカナダでは、判決がかえって依存症の病状を悪化させるのではないかという疑問が起きていて、裁判官が法廷で判決を目指すのではなく治療的アプローチをした方が良いのではな

いかということになり、ごく一部ではありますが実践されています。

日本の裁判は当事者対立型裁判で、検察側と被告人側が当事者となって時には攻撃しあいながら真実を追究していくスタイルをとっています。ただし、例外があって、それは家庭裁判所です。家庭裁判所では裁判官による礼問型の裁判を行っています。一般に日本の刑事裁判は、検察側と被告人側が、当事者となって、当事者同士が対立する構造になっているわけです。この人は有罪です、無罪ですと両者が主張し合うことになります。そして裁判官はそのどちらかの主張を取る、というのが日本の刑事裁判ですけれども、家庭裁判所では、家裁の裁判官が1人で全体を見て個々人の状況を確かめながら裁判を行います。そこには臨床心理学的なセンスが必要になってくるということが言われています。この意味で日本の家庭裁判所のやり方というのは、単なる司法の場ではなく司法臨床と呼ぶことができるのです。こうしたやり方をカナダのように日本の刑事事件一般にも適用できないのかと考えることになると、それは治療的司法の実現ということになっていきます。

例えばクスリ,薬物とか,性犯罪とか,軽微な窃盗というのは,本人が止めよう,社 会復帰しようと思っても,意思だけではどうしようもない側面があって,結局のところ 再犯が起きていることが非常に大きな問題になっています。周りの人はそれを「意思の 弱さ」のような個人的属性として理解するので,その人を責めますが,決してそんな単 純な「意思」の問題ではないということが分かってきています。

性犯罪などもその例になります。性犯罪なんかは、こういういい方をすると気を悪くする人がいるかもしれませんけれども、殺人とか強盗殺人に比べたら一比べるなと怒られそうですし、強姦殺人は別ですけれども一そういうものに比べると軽く見られていて、刑は極刑ということにはならないので、元犯罪者は必ず社会に戻ってきます。そして、こうした行為が仮に病気であるならば、治療することによってそうした行為をしなくなる場合があると予想できます。ところが、刑務所では懲役といって懲らしめて仕事をさせているだけですので、病気だとしても治療には手は回っていない。したがって治っていない。病気が治っていないから、釈放の時期が来て社会に出たら結局また再犯するということになってしまうんです。

こうしたことは、社会でも問題になっています。2004年11月に起きた奈良県の女児誘拐殺害事件の犯人が2度の性犯罪歴(受刑歴と釈放歴)をもっていたことから、懲役が有効に機能していないことが世間の注目をあびました。そして、性犯罪を繰り返す者への処遇を検討する世論が高まったこともあり、法務省は2006年から性犯罪者処遇プログラムを取り入れるに至っています。これは一歩前進だと思います。

もちろん、良い悪いで言えば、1度捕まった人が再度同じ犯罪をするのは悪いことで

す。しかし、悪さの原因はどこにあると考えるのが良いのでしょうか? また捕まえて 懲らしめれば良いのでしょうか? そうではなく、服役囚を懲役にして時期が来たら釈 放するのではなくて、治療をしたら良いのではないか。前科者を排除するのではなくて うまく更生できるように手助けしていけないのか、ということです。あの人はこういう 犯罪者だから社会から排除しよう、そういう姿勢は元犯罪者を孤立させ、ひいてはそれ が元犯罪者を再犯者にしてしまい、結果として犯罪を増やしていくわけです。もっと大事なことですが、被害を増やしてしまうのです。クスリや性犯罪はそれ自体が病気なん だと認識する必要があるのです。「お前は悪いことをしたんだから刑罰を与える」といって懲らしめたつもりになっても、本人の方は懲らしめられていないわけです。懲らしめ ることによる再犯防止ではなく、治療による再犯防止、そういうことができないのかと いうことで、治療的司法とか司法臨床という言葉があるのです。これはいずれ日本でも 広がっていくと思います。

もちろんこうした意見には反対も多いです。日本の法制度にこれが馴染むのかという 反対が極めて多い。まず裁いて罰しましょう、治療はそれからです、と思う人の方が多 いんですけれども、再犯を防ぐことが重要だと思うなら、治療優先のやり方というのは 有り得ると、私自身は思っています。

この問題は、『累犯障害者』という本でも有名になりました(著者は山本譲司さんという元国会議員だった人です)。善悪の区別がつかない人が、罪を犯して刑務所に入っている。私がこの本の中で非常に印象に残っているのが、下関の駅舎の放火で捕まった人の話です。なんで火をつけたんですか?って聞くと、火をつけたら刑務所にいけるから火をつけた、と答えたというのです。つまりこの方にとっては、放火は寝る場所を確保するためのものでしかなかった。ところがある日やったら、たまたま駅舎全体が燃えるような大事になってしまった。その人に「火なんてつけなくたって、万引きとか泥棒とかあるじゃないですか」と尋ねてみたら、その人は「泥棒みたいに悪いことはできない」と答えたそうです。

つまりその人の中では、泥棒というのはすごく悪いことで、ちっちゃいときから人のものは奪ってはいけない、という価値観が形成されていたというのです。一方で放火は悪いことではなく、刑務所に行く手段でしかない、という判断しかないわけです。こういう場合に、社会がもっている「良い悪い」の判断を適用して罰を与えて意味があるのでしょうか? そういう人を捕まえて、お前は悪いことをしたんだから懲役だといって効果があるのでしょうか? おそらく答えはノーで、だからこそ累犯者になっていきます。いくら懲らしめると言っても懲らしめられてくれない人がいるのだから、他の方法

が必要になると思われます。

ちなみに、懲役の懲って懲らしめるという意味で、役は仕事ですね。ちょっと話が飛びますが、「\*\*の乱」「\*\*の変」「\*\*の役」という名前は適当に付けられているのではなく、意味があります。「後三年の役」「文永弘安の役(蒙古襲来)」というように「役」になっているのは、実は政府にとっての「お仕事」っていう意味なのだと思います。

話を戻して、役はお仕事という意味なんですけれども、懲らしめて仕事をさせるのでは、先ほどの下関駅舎放火犯のような方には、全く伝わらないのではないかという認識ができつつあります。

#### ★非行臨床

次に、治療的司法というよりは非行臨床の具体例をあげて司法臨床というアプローチについて考えてみましょう。非行臨症の具体例というのを、私の同僚である廣井亮一先生の本からお見せしたいと思います(廣井亮一 2007『司法臨床の方法』金剛出版)。 事例のあらすじはこういうことです。

両親が不和であるので外でシンナーを吸って、何度も補導されるという中学2年生がいた。そういう子をどう指導するのかという事例です。



お前シンナー吸っちゃだめだぞといっても聞かない。家裁調査官が聞き取りをしてみた。「なんでシンナーを吸うんだ?」と。すると「家にいても面白くない,両親の仲が悪いし…」などとしゃべるわけです。さらに,「このままシンナーを吸っていると,体が壊れるかもしれないと多少は心配だ」ということを言ったりもする。「周りの人を見ていると歯が欠けてたりするし。いつかやめないといけないと思うんだけれども,シンナーを吸っちゃうんだ」ということを言ったりする。

そういうときに家裁調査官が家族に対してどのような指示を出したか。両親に対して「息子さんが帰ってきたらコップに3杯水を飲ませてください」「何をおいてもできるだけ早く飲ませましょう」と言ったというのです。そして、その指示を実行していたら、3カ月で息子さんのシンナー吸引が無くなったというのです。

これは不思議なマジックとか単なる偶然だと思うかもしれませんが、理由があります。実は家裁調査官の司法臨床の対象になっていたのは息子さんではなく、お父さんだったのです。父母の仲が悪いというのは、実は父親の浮気みたいな話が背景にあった。そして、息子さんがシンナーを吸って帰ってくると父親がとにかく殴りつけていた。そうすると、両親の仲は悪いし、帰ってきても殴られるし、かといって中学生男子くらいだと家出とか異性交遊外泊なども難しい。だからどうしても家からは離れられず、家に帰れば殴られるから形式上は謝るけれども、家から出たら結局シンナーを吸うということを繰り返していたわけです。

家裁調査官が両親に対して出した「水を3杯飲ませてください」という指示はどういう意味があったのでしょうか? その意味は、夫婦で協力するようにしたんです。息子が帰ってきたら3杯すぐに飲ませなければいけない。そうすることによって、夫婦が水を飲ませるという協力をすることになる。あともうひとつ、父親はコップを持って水を渡しながらその手で息子を殴ることができないので、殴らせることも防止したんです。人間は不思議なもので、殴るなと言われると殴ったりするし、そもそも殴るなと言われただけでやめられるなら問題は悪化していません。そういう指示ではなくて、殴る行動ができないように、他のことをやらせることによって、殴る行動を減らしたわけです。それによってお父さんは、夫婦仲がよくなったし、殴ることをしなくなった。父母の仲が良いし殴られもしないので、結果的に息子は家に居るようになり、シンナーの吸引は無くなりました。

つまり、これは家族療法の考え方なんですけれど、誰かが悪いことをしているときには、その人に問題がある場合もあるけれど、大抵は周りに問題があると考えるのです。 問題を抱えた人の周りに存在する問題をなくすことが、結局は非行をなくすことなんだというような考え方です。これは人間の中に「悪さ」みたいなものがあって、悪い奴が 悪いことをするんだという考え方, だから悪い奴は懲らしめてどこかに隔離しよう, 最悪. 死刑でもいいだろうみたいな考え方とまったく逆であると気づくと思います。

#### ★カナダにおける治療的司法の実践としてのドラッグ法廷

こういうものは、先ほども言ったように北米には存在しています。カナダやアメリカです。メンタルヘルス法廷とかドラッグ法廷とかあって、私はカナダのドラッグ法廷を見に行きましたけれど、本当にフレンドリーな雰囲気でびっくりしました。ドラッグ法廷というのは、麻薬の常習の人の裁判なんですけれど、刑罰をいう前に毎週毎週、裁判官がお話をするんですね。一人ひとり。今日お前はがんばってるかと尋ねる。がんばってると答えると皆が拍手。これはまあほほえましい。ところが、たまに、先週、やっちゃいましたと答える人もいるわけですね。日本では執行猶予中にそんなことしたら大変だ! この人どうなっちゃうんだろうと思って、固唾を飲んで見ていると…。裁判官はよしよし、次はがんばれと励ますみたいな感じになっていたんです。なんか拍子抜けというか、びっくりというか、おおらかというか。とにかく法廷に来ることを動機づけて、法廷で脱クスリを実現しようとしているのです。その証拠に、法廷に来ないと次の週は「お縄頂戴」みたいになって強制的に連れて来られてしまいます。たとえクスリをやってしまったとしても法廷に来ることが大事なのだ、というシステムになっています。判決は最後まで言わないというスタイルになっています。

日本でこういうことがすぐに出来るかといえば疑問ですが、治療的司法の最先端ということで注目していい実践だと思われます。

#### ★被害者学

冤罪事件を扱ったり、犯罪者の更生に力を入れたりすると、被害者は置き去りか、という非難めいた視線を受けることがありますが、それは誤解です。被害の防止と被害を受けた方の回復の支援こそ最も重要なことだと思います。これは被害者学という領域になります。被害者学の基本は、犯罪被害者の尊厳を重んじるべきだということに尽きます。被害者の権利が尊重されてこなかった(ように見えた)ことは確かに世界中で起きていたことだと思います。また、連続未解決事件(強盗でも何でも)のようなものは、犯人捜しが重視されて、被害者のことまで考えが回らなかったというようなこともあったでしょう。被害を考える時に重要なのは、犯人(犯罪者)が捕まらなくても、被害(者)が存在する、つまり、犯罪とは別に考えなければいけないということです。

さて、現在問題になっていることのひとつに、二次被害というものがあります。被害者に落ち度があったという二次被害、これ女性の方はよく分かると思いますけれど、そ

んな格好をしているから痴漢にあうんだ、というような言われ方をするということです。実はこれは二次被害。つまり、さわった人が悪いのに、あなたの服装が悪いといわれるということが二次被害なのです。知らない男に痴漢はされるし(これが一次被害)、周りからも責められるし(これが二次被害)、というわけです。もうちょっと生々しい話だと、酩酊時の性交渉が強姦かどうかを争うような事件では、弁護側から「奔放な男女の性的交渉の一環として捉えるべきで強姦ではない」というような主張が法廷でなされたりします(実話)。これを直接的・間接的に聞かされるのは二次被害と言えるかもしれません。

なんでこんなことが起きるかというと一法廷での出来事は法廷戦術ということなのかもしれませんが一日常的には、目の前にいる人を非難したくなるということがあります。犯行した人を非難しようとしても非難できない。だから手近な方に対して「おまえがそんな格好しているのも悪い!」と非難してしまうということです。もう1つ、ジャストワールド仮説が関係している、ということがあるかもしれません。悪いことをされた人というのは、そんなことをされる奴なんだと、私たちはそのような前提を持っているかもしれないのです。

#### ★ジャストワールド仮説

ジャストワールド仮説というのは、被害が大きければ大きいほど、その人は悪い人なんだというふうに考えることです。

こういう例があります。ある新聞で読んだんですけれども、ある地方の豆腐屋さんのところに息子さんが帰ってきて家を継いだ。ところがその娘さんをつれて車を運転していたら、父娘とも交通事故に巻き込まれて死んでしまった。そういうときって、すごく

## ジャストワールド (公正社会) 仮説

私たちは被害が大きければ、原因も大きいと 考えることで、公正な世界だと思おうとする。

犯罪者がいない被害も存在する。 被害者への支援こそ,最も重要である。 かわいそうだなと思うんですけれども、そのあとで必ず悪い噂が立つ。

どういう噂かというと、あの豆腐屋さん、実は東京で悪いことをして戻ってきたみたい、という噂が立つんですね。なぜそうなるかというと、悪いことが起きたということは、それに見合う理由があるのだと考えたくなるからです。理由がないのに被害が大きいというのは不公正だというふうに考えるわけです。幸せな一家が交通事故で死んじゃったというのは、あまりにもひどいではないか。しかも、もしそうだとしたら、自分だっていつ大きな犯罪にあうかわからない。だから我々は被害を受けた人は悪い人だというふうに考えたくなるのです。ジャストワールドというものを割り算で考えているので、被害にあった人は、そういうことをされて当然な資格性があると思い込もうとしてしまうんです。これは被害者学という考え方に逆行する考え方で、被害にあった人は悪い人ではなくて、被害にあった人なので、被害にあった人として尊厳が重視されなければならない、妙な噂がたったら、それはジャストワールドを維持しようとしているからであって、真実ではないと考える必要があるのです。

#### ★捜査心理学 虚偽発見・虚偽自白・目撃証言

捜査心理学については色々と面白いトピックがあるので小さなトピックをとりあげていくつか話をします。うそ発見器と一般に呼ばれているものがあります。うそ発見も本当にできるかどうかって、分からないと思いますが、これの原理をお知らせします。他の言い方だと、ポリグラフって言いますね。ポリグラフのポリというのは、たくさんという意味。ポリエチレンのポリだったり、若い人が知っている言葉だとポリリズムのポリです。ポリグラフというのは、グラフがたくさんありますよという意味で、心拍数だとか血圧だとか、いろんなことのデータをとって調べるという、そういう方法のことを示しています。

じゃあ、どういう原理なのかというと、例えば泥棒がいたとします。このペットボトルを盗む。皆さん、犯人になったと思ってください。教卓にあるペットボトルを盗んで、左前のドアから出たと想像してください。もし真犯人であれば、それを知っているわけです。真犯人でなければ、まったく分かりません。ペットボトルがどこに置かれていたか、などということについて想像できるとしても実感はできません。ポリグラフを用いた捜査ではどういう質問をするかというと、このペットボトルは教卓の上にありましたとか、ペットボトルはかばんの中にありましたとか、ペットボトルは床の上にありましたとかという文章を次々聞かせるだけです。それに対して全部「いいえ」で答える。それだけなんです。犯人は後ろのドアから出て行きました、犯人は前のドアから出て行きました。犯人は床から逃げていきましたと聞かせるわけです。それを全部「いいえ」で

答えてもらう。

真犯人以外はどのような文章を聞いてもまったくピンとこない。ところが真犯人だったら真実に近い文章を読まれると(有り体な言葉で言えば)ドキッとするわけです。だからポリグラフは無実を発見する機械といわれていて、皆さんもしポリグラフにかけられたら、無実の人がかけられても絶対に大丈夫です。むしろそれを使ってお前なんか真っ黒だと、「ひっかけ」に使われる場合があるので怖いんですけれども。基本的には真犯人以外がポリグラフを受けたら絶対にデータが真犯人らしくならない仕組みになっています。なぜなら質問文にピンとこないからです。何を聞かれているか分からないと思います。実際にポリグラフにかけられて質問されても、質問の意味が分からないと思います。真犯人だけが机の上にあったと聞いた瞬間に、もしかしたらばれているかもしれないと思うので、心拍とかがちょっと乱れたりするわけです。この辺のこと(どういうふうに乱れるか)は企業秘密ですが、こういうようなことをやっている(ただし、現場のことを見て知っていたり、報道などで知っている場合には、真犯人同様の反応が出る場合もあります)。

#### ★虚偽自白

ウソについては、虚偽自白という問題があります。先ほども志布志事件のときにいいましたけれども、結果的に無罪になった事件でも、「買収しました」「買収されました」と自白している人がいるわけです。志布志事件、選挙違反の事件もそうですし、有名なのは足利事件。足利事件の菅谷さんなんかも、真実ちゃんを自転車に乗っけて、川の方に下りていって…ということを自白しているわけです。これは皆さんからするとすごく不思議だと思います。なぜかというと自分に不利な嘘をつく人はいないと思うから。これは皆さん、常識ですね。自分に不利なうそをつく人などいないと、皆さんは思っています。浮気もしていないのに彼氏の前で「浮気しました」と言い張る人はいないでしょう。そんなことは言うわけない。浮気なんかしてない!という嘘ならつくかもしれません。嘘をつく理由があるわけですから。

しかし、実はある種の状況に陥ると、不利なうそをつく可能性がある。ということが、現在の法心理学の中では常識になっている。やってないことをやったと言ったら死刑になるかもしれないのに、そんな重大な不利な嘘をつくんですか?と疑問に思うかもしれませんけれど、それでもやっぱり嘘をつくということはあるんです。これはなぜかというと、2つ理由があって、1つは日本の警察は逮捕されると23日間も身柄を拘束されてしまう、ということです。23日間というのは大変な長い時間です。そして、逮捕後に23日間も拘束されてしまうのは、日本だけです。ただし、23日間ももたない。大抵

1晩くらいすると虚偽であっても自白するということになっている。それはなぜかというと、いろいろな取り引きを持ちかけられてしまう。今だったら、家族にもばれないし会社にもばれないし。明日帰ったら1泊どっかで寝ちゃったっていえば済む。ところがお前が何も言わないなら、明日は娘のところに聞きに行くことになるぞ、ということになっていくわけです。

あともう1つは、やってないことの証明は難しい、という原理的な理由もあります。カンニングとか浮気のことを疑われたということを想像してみてください。あるいは、小さい時に罪をかぶせられたこと(お菓子を食べたのはあなたでしょう!というような濡れ衣)がある人はそのときのことを思い出してみてください。「お前カンニングしただろう、レポートで!」「やってません! 僕はやってない!」「じゃあ、やってない証拠を見せてみる」と責められる。浮気も同様に「浮気していない証拠を見せてみなさい」と責められる。仮に浮気をしているなら、その証拠はいくらでもあります。しかし、やってない証拠は見せられない。そうすると、やってないということを証明できないということは、やったんじゃないか。というふうに自分が思い込んでしまうのです。これは甲山事件という無罪が確定した事件の被疑者となったYさんの例が有名です。施設の子どもが2人貯水槽に落ちて死んだという事件で保育士が逮捕された。そして、事件当日のことを15分刻みで記憶を思い出せと言われる。そうすると、どうしても、記憶が戻ってこない時間がある。15分あれば人を殺すには十分だ、ということを言われて追い込まれて、他にも事情はあるけれど、「私がやりました」と言ってしまったのです。それから20年以上、裁判が繰り返されました。

もし、逮捕されたら、必ず弁護士を呼びましょう。やっていない人はしゃべれば相手に分かってもらえると思ってしまうので、弁護士を呼ぼうとしません。弁護士を呼ぶ人は後ろめたい人だという偏見をもっていたりする。やってない人はやってないんだから弁護士は必要ないと思っちゃう。それは大きな間違いであって、やってなければ弁護士を呼ぶ、ということをこの機会に覚えておいてほしいです。無実の人こそ弁護士を呼ぶ必要があるんです。

ちなみに,実際に身に覚えがあって逮捕された場合には,きっちり謝り罪を償うこと をお勧めします。

つまり怖いのは、やってない人でもやったと言ってしまうことがあるんだということです。

じゃあ、無実の人がなぜそういうことができてしまったかというと、聞き取り手の方がストーリーを作るということです。例えば足利事件はどうして起きたかというと、「自転車に乗ってどっちに行ったんだ」と。「こっちに行きました」というと、「そっちじゃ

ないだろう」というわけです。「こっちに行きました」,「そっちじゃないだろう」,「じゃあこっちに行きました」,「そうだろう」と。そうすると自転車に真実ちゃんを乗っけて,「右のほうに行きました」ということが言えるようになってしまうわけなんです。そしてその供述が調書になって出てくる。日本の調書は,供述する本人ではなく,取り調べをする人が書くわけです。最後に読み聞かせをしてくれて,拇印を押すと。それだけ聞くと,菅谷さんが真実ちゃんを乗っけて,右に曲がっていきましたという感じで,あたかも殺人が起きたような調書ができあがっていくんですけれども,実際には取り調べの最中に「いやこっちじゃない」といって,要するにガイドを与えてくれるシステムになっているのです。

もちろん,こういうことを言うと、警察とか検察に知り合いがいると気を悪くするかもしれないし、検察になろうとしている人の意欲を削ぐので、合わせていっておきますが、多くの事件では実際に捜査がきちんとされて真犯人が処罰されています。そして取り調べの現場では、真犯人にもかかわらず「やったのにやってない」と嘘をつく人の方が多いのです。数としては圧倒的にそっちの方が多いです。とはいえ、中には虚偽自白のような事件もあるのです。中には誘導的な取り調べをして、結果的にうその自白に追い込まれたという人もいるんです。これは取調官と取り調べられる人が共同で物語を作っているんですね。なんかひとつの目標を目指してがんばろう、という人間関係というか仲間関係ができてしまうんですね。不思議な連帯感ができてしまう場合がある。もしこれで認めたら死刑になるというような重大なことであってもそれがすっ飛んじゃうことがあるわけです。がんばって共同作業でがんばろうみたいな不思議な感じになってしまって、虚偽自白やそれに基づいた調書ができあがってしまう場合があるのです。

虚偽自白をしたあとで否定すればいいじゃないかという人もいるんですけれども、これは難しいですね。これは例えば悪い男、悪い女にひっかかっても、私が付き合うって決めたんだから、最後まで責任を取ろうというのがありますよね。それと同じで、1度自白をすると、ある程度まで自分で責任を取ろうとしちゃうんです、人間っていうのは。また、やってないっていうと、またひどい取り調べを受けるかもしれない、なんてことを思ったりするので、否認する気を失う。それで結局1度ストーリーが作られると、それを否定するエネルギーを失い、それに乗っかって自分がその役を演じてしまう、最後まで演じてしまうということが起きるんです。心理学でいうと学習的無力感のようなものです。もし自白の心理学に興味を持った人は、浜田寿美男『自白の心理学(岩波新書)』などを読んでいただきたいと思います。今問題になっているように、取り調べの短期化や録音録画による可視化が必要だろうと謳っています。

#### ★R-Giro「法と心理」研究拠点の創成の研究紹介

以下では、吉井先生も大学院生として参加していた立命館大学の『R-Giro「法と心理」研究拠点の創成』拠点の研究について、いくつかお話ししたいと思います。日本でも稀有な組織が立命館大学にあります。今、私たちがやっていることは、自白過程(プロセス)の可視化です。先ほどの虚偽自白の研究などを見れば、記録することが重要だということに誰でも思い至ります。そうすれば、どのように自白しているのかがわかるから、虚偽自白かどうか分かるというわけです。これは確かに正しいです。しかし、これが特効薬かというとそうでもない、ということが分かっています。

取り調べ場面を録音・録画するとして、どのように行えばいいでしょうか。被疑者が本当のことを言っているかウソを言っているかが大きな焦点なので、被疑者が喋ることに注目して、被疑者の顔を大写しにしておけばいいでしょうか? これが必ずしも正しくないと言うことはすぐに分かると思います。なぜなら、取調室全体の雰囲気が分かってないと、強制的に自白させられたりしていてもわからないからです。取り調べする側も録音・録画しなければいけない、ということになります。

そんなこともあって、現在の日本で行われている録音・録画は次の図のようになって います。

被疑者が話す様子が大きく写っており、取り調べ全体の様子も小さく記録されているものです。これなら安心と思うかもしれませんが、そうではありません。人間は自分が注目している人が主導権をもって行為しているように見えるというバイアス(ゆがみ)を持つものだ、ということをアメリカの心理学者・ラシター教授が指摘しているのです。

こういうときに、心理学者はどういうことをするかというと、条件を作って実験をす



図7 日本で行われている取り調べの録画方法

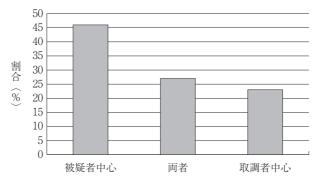


図8 日本式録画法に見られるカメラパースペクティブバイアス効果

るのです。今,問題にしたいのは,大きく写った画面に被疑者が話す画面がある場合と そうでない場合とで,私たちが受ける印象が異なるのか,ということです。どんな犯罪 でもいいんですけれども,たとえば被疑者が「私がペットボトルを盗みました」という 自白場面を3種類用意します。この場面についてカメラアングルを変えて3種類録画し ます。1つは被疑者が大写し,1つは取調官が大写し,もう1つは両者を横から写す (両者の大きさは同じ)のです。

そして、大きな画面に入れる画像をそれぞれ変えて作ってみるのです。被疑者が大写し、取調官が大写し、両者を横から撮ったものを大写し、にして、実験参加者に見てもらいます。そして、被疑者は有罪だと思いますかと尋ねると、同じことをしゃべっている場面を見ているにも拘らず、被疑者が大写しになっていると、倍くらい有罪率が高い、ということになりました。これがもし本当の事件だったら大変ではないでしょうか!! 実際に実験を行った私たちもちょっとびっくりしてしまいました。なお、この実験はそれぞれの条件に22名、合計66名が参加しました。

最後にもう1つ、私たちの取り組みを紹介します。これは分かりにくい研究なんですけれど、頑張って紹介します。

裁判はすごく資料が多いので、資料に示された内容を簡単に示せるようなシステムを 作りたいと考えたのです。これも吉井先生と一緒に研究をしてきました。

裁判で検察側の冒頭陳述なり裁判所の判決文を読んだり聞いたりすると、非常にきれいなストーリーができあがっている。殺人事件であれば、被告人の生い立ちからはじまってどういう風に被害者と知り合い、どういうことがあってどういう動機があって、どういう凶器を準備して、どのように殺害にいたったか、そういうことがよどみないス

## 「法心理学」及び「司法臨床」の展開と可能性(サトウ)

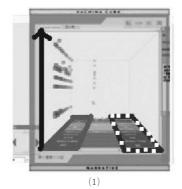
トーリーで語られている。ところが、こうしたストーリーは神でない限り本当の真実かどうかは分からない。直接的な証拠もなく被告人が最後まで否認しているような事件では、どちらが正しいのか分からないこともある。

私たちはきれいなストーリーになる以前の、いわばストーリーができていくプロセス を可視化できないか、と考えたのです。公訴事実について争いのある事件では、事件は 必ず検察側のストーリーともう一つのストーリーがあります。

また、たいていの事件では(否認している被告人であってさえ!)自白していることがあります。かといって、ある個人が取り調べられているときに、全部いっぺんにすらすらとよどみなく犯行について喋っちゃうことはなくて、時間をかけて喋っていることが多いものです。そこには時間があるんです。今日はこれを喋った。公判でこういうことを喋ったというふうに、必ずいつかどこかで何かを喋っている。それを三次元にできないか、というのが私たちのチャレンジです。

例を使って説明して見ましょう。福岡事件という事件を模して作ったものです。 2人の被疑者の取り調べをまとめたものです。殺人があったのは事実、という事件です。この事件について検察側は計画殺人であり実行犯とは別に首謀者が居たといい、弁護側はたまたまの偶発事件で首謀者とされている被疑者は無関係だと主張している事件です。この場合、ストーリーが2つあります。射殺したということは決まっている。計画事件だというストーリーと偶発事件だというストーリーです。立方体(キューブを用いて、その底面に2つのストーリーを配置します。

図 9 O(1)(2)の底面で左側で四角く囲まれているのが弁護側のストーリー、右側の点線で囲まれているのが検察側ストーリーだとします。そして、ある 1 人の被疑者は、警察



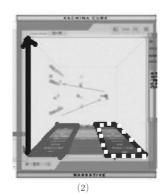


図9 KTH キューブにおける自白分析の例

での取り調べ、検察での取り調べ、公判廷、というように、異なる時間で自身の事件への関与を喋る機会があります。図(1)(2)において、縦の軸がそういう時間の軸だと思ってください。下の方が過去、上の方が最近、ということです。

図(2)を見てみると、図(1)とは違って、1度途中で検察側ストーリーに沿うような証言をしていることが分かります。ただし、その後、弁護側ストーリーに戻っています。このように、三次元を用いることで、ある人がいつどのような供述をしたのかがわかりやすくなるように思っています。また、1つ1つのチップ(■)をクリックすると、具体的に供述調書が出てくるというようなシステムになっています。

これは裁判でどのように役立つのかというと、例えば検察側の主張というのは誰のいつの証言に基づいているのか、というのが見えるようになるんです。事件によっては最初から被告人が検察側のストーリーを認めている場合もあるだろうし、先ほどの図のように、1度しか検察側のストーリーに沿うような話をしていない、ということもある。そういうプロセスが分かりやすくなるわけです。もちろん、1度も検察側のストーリーに一致するような証言をしていない人もいるかもしれません。こういう人が無実の人か、一切罪を認めない非道な人間か、ということの判断まではできませんが、裁判員裁判においてはそれを市民が行うことになっています。現状では、証言の変遷まで理解できるような可視化はなされていません。

検察側の冒頭陳述では、誰かと誰かが共謀して、どうして、こうして、だからこうなった、とすごくきれいなストーリーになっていることが多いものです。そのストーリーがどのような証拠に基づいているかはモチロン示されているし、そうでなければ裁判は成り立ちませんが、変遷までは見せてくれないものです。勿論、一貫して否認しているということも口で説明されるだけで、先ほどの図9のようには示してくれません。

たとえば、裁判員裁判の時にこういうものをお見せして、この人は1回も自白していませんよと。それでもこの人を首謀者と認めて死刑にしますか、と聞いてみてもよいわけです。裁判員の皆さんに聞く。悪い奴だから本当のことを言っていない、嘘をついてるんだ、という判断もあるかもしれない。しかし、そうではなくてほかの人の自白によって検察側のストーリーが作られているということに気づくかもしれない。そのように、裁判員の思考を活性化するようなシステム作りをしているところです。

これは一種の研究開発です。このシステムが面白いのは一ちょっと学術オタク的な主張になりますけれども一時間の流れを二次元にすることで供述の一貫性とか変遷を図示することができる、ということです。事件そのものの時間と供述を取られている時の時間というものを二次元にする(つまり時間を二次元化する)というのは、ほんとうに画期的なことと私個人は思っています。また、このシステムでは、「検察側のストーリー

に沿う自白は無い」というように無いことを可視化することができています。無いことを示すというのは社会科学にとって非常に重要です。有ることを示すのは簡単なんですが、無いことを示すことは難しい。私たちが開発しているシステム(KTH キューブと呼んでいます)はそれを可能にしていると思います。

#### ★まとめ 法と心理学の基本的スタンス

法と心理学について、いろいろなお話をしてきたと皆さん思うと思いますが、今日の お話の目的は、2つありました。

1つは内容に関することです。法に関わることは人間に関わることだから,人間の判断に関する。例えばどこに火をつけるかは人間の判断によるから,心理学が関与することはできる。あるいは,裁判員裁判で私たちが裁判をするようになったらそれも判断ですから,分かりやすいように法学者や心理学者が助けなければいけない。こうした意味で,法学と心理学は意味があるんだということが大きく言いたいことです。本日の講演で取り上げることのできなかった話題も多いです。たとえば謝罪とか赦しの問題なども法心理学の問題として重要ですが,そういうことまで話を広げることはできませんでした。

もう1つは、皆さんに関することです。たくさんのことを話してきたので、どこかでピンときてほしい、ということです。単に何か話を聞いた、というだけではなく、どこかに興味をもってほしい、ということです。正義のことが面白かったという人もいるだろうし、ウソ発見器が面白かったという人もいるだろうし、自白のほうが面白かったという人もいるだろうし。どこでもいいからちょっとピンときてほしい。さっきの司法臨床、親が子どもに水を飲ませるということによって、非行少年がシンナーを吸わなくなったとか、家族をシステムとして考えるのが面白いんだとピンときた人もいるかもしれません。どこでもいいので、どこかにとっかかりを持って、それに関する本をちょっとでもいいから読んでもらいたい。そうすることで皆さんが卒業して、社会で活躍することによって、司法の人間化というのが進んでいくのではないかと思っています。私たちひとりひとりが公正とか正義について深く考えた上で司法手続きを変えることができるようになれば、より順当な世界になっていくように思います。例えば誰かにいきなり殺されるって良くないですよね。そんなことのない世の中にしていけたらいいなと思います。

ちょっと長くなりましたがご清聴ありがとうございました。

**司会者** ありがとうございました。せっかくの機会ですのでお二人くらいご質問をいただければと思いますが、ある方は挙手をお願いします。なんでもお答えいただけると思いますので。質問のある方、せっかくの機会ですので積極的に質問をどうぞ。

**質問者** 司法臨床と司法についてですが、被害者の気持ちは、先生の正義システムによるとどんなふうになるんですか。被害者が加害者に復讐したいと思う気持ちはどのように処理するんですか。

**サトウ** 今のお話は被害者の問題に関して、被害者の感情をどのように裁判に取り入れたらいいかということでしょうか? これは難しい問題で、私としては、被害者といってもご本人とご本人以外がいるので、そこをまず分けることが必要というのが第1点。そして、被害者の感情は最大限出すべきで、それが尊重されるべきだというのが前提になります。また、真犯人が捕まり裁かれるのが重要であるとしても、そうでない場合もあるわけです。従って、真犯人の処罰よりも被害者の感情をありのままに理解することを重視するべきだと思います。

裁く側が感情によって、証拠の見方を変えるとしたら怖いなという感じもあります。 刑事裁判というのは被告人が真犯人かどうかを争うわけですよね。ところが、被害者が 目の前にいると被害は実在しているので感情的に巻き込まれてしまい、目の前の被告人 を非難したくなり自動的に犯人だと思ってしまうかもしれません。つまり、目の前にあ る証拠の判断が被告人に対して不利になってしまうのではないか、ということは大きな 問題になると思います。被害者の感情は最大限出すということを前提とした上で、証拠 の判断が感情に流されないような工夫を法廷で行うべきだと思います。冤罪が起きるこ とがあってはならないことは言うまでもありません。冤罪は真犯人を逃すことになる し、冤罪被害者を作り出すわけですから。

**質問者** 最初のジャスティスの揺らぎのハンセン病の元患者さんの宿泊の問題ですけれ ど、それに抗議する人の実話ってあったんですけれど、先生のご意見でいいんですけれ ど、元患者さんに抗議していた人の正義はどういうものがあるとお考えですか。

**サトウ** 大変いい質問です。私が言うのを忘れていました。どういう正義かということですが、私たちはがんばっているのに年に1回家族旅行にもいけない。なのに、元患者というだけでなんで国のお金で旅行にいけるんだ、それがおかしいんだという理屈です。つまり、ハンセン病の実態が分かっていればそんなことは言えないはずなんですけ

## 「法心理学」及び「司法臨床」の展開と可能性(サトウ)

れども、資格性がすごく小さいものだと判断して、たった今、元気な人が旅行にいっているという印象しかない。隔離されていた30年のことを見ていないので、しかも自分たちは一生懸命にがんばっているのに旅行もいけないじゃないかと。なんで?おかしいじゃない?という正義の発動がいったというふうに考えています。

**司会者** それでは時間も過ぎていますので、これで法学会講演会を終了したいと思います。サトウ先生、どうもありがとうございました。

(さとう・たつや〔佐藤達哉〕 立命館大学文学部教授)

#### 【編集注】

本稿は、平成23年6月29日に行われた香川大学法学会講演会の記録である。